

「不当寄附勧誘防止法」

日本テンブルヴァン（株） 井上拓郎

「靈感商法」

2022年7月8日午前11時半頃、奈良県の大和西大寺駅（近鉄）前で参院選の応援演説中に安倍晋三元首相が銃撃され亡くなる事件がありました。この銃撃事件の被告の犯行動機として、自らの母親が信仰する旧・統一教会（世界平和統一家庭連合）に多額の寄附を行い家庭が崩壊し、教団と関係が深いと思われる安倍元首相を狙ったと供述しました。教団はこれまでも靈感商法や政治家とのつながりが取り沙汰されており、この事件を契機に法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（不当寄附勧誘防止法）が制定されました。この法律は、法人等（法人又は法人でない社団、若しくは財団で代表者、若しくは管理人の定めがあるもの）による不当な寄附の勧誘を禁止すると共に、法人等に対する行政上の措置等を定める事により、消費者契約法（平成12年法律第61号）とあいまって、寄附の勧誘を受ける者の保護を図る事を目的としております。主な内容としては、1. 寄附の勧誘に関する規制では、自由な意思を抑圧し適切な判断をする事が困難な状況に陥る事がないようにする。寄付

者の配偶者や親族の生活の維持を困難にする事がないようにする。勧誘する法人等を明らかにし、寄附をされる財産の使途を誤認させる恐れがないようにするなどの寄附者への配慮義務について定めております。

また寄附の勧誘に際し、不当勧誘行為で寄附者を困惑させる事①不除去、②除去妨害、③退去困難な場所への同行、④威迫する言動を交え相談の連絡を妨害、⑤恋愛感情等に乗じた手法、⑥靈感等による知見を用いた告知の禁止行為についても定められております。他にも寄附の為に借入れ等による資金調達の要求の禁止などについて定められており、2. 違反に対する行政措置・罰則では、配慮義務の遵守に係わる勧告等が行われる場合や禁止行為に係わる勧告・命令、また違反への罰則（虚偽報告等・50万円以下の罰金、命令違反・1年以下の拘禁刑、100万円以下の罰金）について定めております。3. 寄附の意思表示の取消しでは、不当な勧誘により困惑して寄附の意思表示をした場合の取消、また取消権の行使期間（上記①～⑤は1年・5年、⑥は3年・6年）について定めております。それ以外にも、4. 債権者代位権の行使に関する特例や、5. 関係機関による支援などについても定められており、最後に法律の運用にあたっては寄附が果たす役割の重

要性に留意し、信教の自由等に十分に配慮する事と、宗教に対する一定の理解についても明記されております。

「寄附を集める際の留意点」

宗教法人の運営において既存建物の修繕や増改築、及び新築、周年事業の予算の準備などで檀信徒に寄附をお願いする事もあると思います。そんな時に先に記述した禁止行為が無いように、寄附者へ十分な説明や配慮をする必要があります。具体的には寄附の目的及び使途や事業計画の説明、金額や期間についても定めておく必要があります。また期間中は透明性をもって情報開示を行い、さらなる信頼関係の構築に努める事も必要です。状況に応じて寄附者のご家族への丁寧な説明も、後のトラブル防止の観点から重要です。ちなみに寄附の不当勧誘に係わる情報の受理・処理等の件数（令和6年度）は、受付件数が1,201件あり、勧告又は命令を実施したものは0件でしたが、寄附の不当勧誘の事実が認められないもの（不当勧誘と通報されたが認められなかった）は14件でした。まだ不当勧誘と認定されたケースは殆ど無い様ですが、寄附を集める際に丁寧な説明を怠ると、寄附自体が取り消しになるだけでなく、罰則が科せられる恐れがあるのでご留意下さい。